

長崎市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

平成28年12月6日

告示第842号

改正 平成30年9月28日告示第581号

令和3年3月31日告示第275号

令和5年10月6日告示第522号

令和6年4月1日告示第260号

令和7年2月14日告示第118号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 介護予防訪問介護相当サービス

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条—第40条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条—第43条）

第3章 生活援助サービス

第1節 基本方針（第44条）

第2節 人員に関する基準（第45条・第46条）

第3節 設備に関する基準（第47条）

第4節 運営に関する基準（第48条—第54条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第55条—第57条）

第4章 介護予防通所介護相当サービス

第1節 基本方針（第58条）

第2節 人員に関する基準（第59条・60条）

第3節 設備に関する基準（第61条）

第4節 運営に関する基準（第62条—第71条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第72条—第75条）

第5章 ミニデイサービス

第1節 基本方針（第76条）

第2節 人員に関する基準（第77条・78条）

第3節 設備に関する基準（第79条）

第4節 運営に関する基準（第80条—第82条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第83条—第85条）

第6章 雑則（第86条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、長崎市地域支援事業実施規則（平成18年長崎市規則第49号。以下「規則」という。）第4条第1号の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定第1号事業 指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる第1号事業をいう。
- (2) 介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（次号において「第1号訪問事業」という。）のうち省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- (3) 生活援助サービス 第1号訪問事業のうち、第3章に定める基準により実施される

サービスをいう。

- (4) 介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（次号において「第1号通所事業」という。）のうち省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
- (5) ミニデイサービス 第1号通所事業のうち、第5章に定める基準により実施されるサービスをいう。
- (6) 指定第1号訪問事業者 介護予防訪問介護相当サービス又は生活援助サービスを行う者として、法第115条の45の3第1項に規定する指定を受けた者をいう。
- (7) 指定第1号通所事業者 介護予防通所介護相当サービス又はミニデイサービスを行う者として、法第115条の45の3第1項に規定する指定を受けた者をいう。
- (8) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (9) 第1号事業費用基準額 省令第140条の63の2第1項第1号イの規定により算定した費用の額（その額が現に指定第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。
- (10) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定第1号事業をいう。
- (11) 常勤換算方法 当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。
- (12) 基準該当状態 省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する心身の状態をいう。

（指定第1号事業の一般原則）

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めなければならない。

2 指定事業者は、指定第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス

及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(申請者の要件)

第4条 申請者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下この条及び第40条において「暴力団員等」という。）でない法人及び法人でない者であって暴力団員等でないものとする。

2 前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の5第1項の指定をしない。

- (1) 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和40年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
- (5) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの

日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する者その他の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の4で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合には、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。

- (6) 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第1項で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として同条第2項で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として同条第3項で定めるもののうち、当該申請者と同条第4項で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9第1項の規定による指

定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として省令第126条の4で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(9) 第7号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、指定の申請前5年以内に介護予防・日常生活支援総合事業等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(11) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第5号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者があるとき。

第2章 介護予防訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

第5条 指定第1号事業に該当する介護予防訪問介護相当サービス(以下「指定介護予防訪問介護相当サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は基準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 指定介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問介

護相当サービス事業所」という。) ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準省令第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新たに指定を受ける場合は、利用者の推定数とする。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サ

ービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

- 6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準省令第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準省令第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

スの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護相当サービス事業

者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族から再び前項の規定による承諾を得た場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業者（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービ

ス事業所を廃止し、又は休止しようとするときは、利用者に係る第1号介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は基準該当状態の有無を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請又は基準該当状態の確認に係る援助)

第13条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基準該当状態の確認を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基準該当状態の確認の申出が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議又は第1号介護予防支援事業に関する知識を有する

者が介護予防ケアプラン（第１号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）の作成のために介護予防ケアプランの原案に位置付けた指定第１号事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第１５条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者若しくは第１号介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

２ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第１号事業支給費の支給を受けるための援助）

第１６条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成を介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、第１号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第１号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第１７条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿った指定介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第18条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該指定介護予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護相当サービスについて法第115条45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第22条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する本市への通知)

第24条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく指定介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態又は基準該当状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第26条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(2)の2 介護予防支援事業者等に対し、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握し、その評価を行い必要な措置を講じること。

(6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第27条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) その他事業の運営に関する重要事項
- (介護等の総合的な提供)

第28条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第29条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」

という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(掲示)

第31条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介

護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第32条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第33条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に係る広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センターの担当職員（指定介護予防支援等基準省令第2条に規定する担当職員をいう。）、その委託を受けた指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者若しくは第1号介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならな

い。

(苦情への対応)

第35条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、本市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第36条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、介護相談員派遣事業その他の本市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当

該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第38条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス計画
 - (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第42条第9号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第24条の規定による本市への通知に係る記録
 - (5) 第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録
- 3 前項の規定によるほか、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第1号事業支給費の支払を受けた日から5年間、当該第1号事業支給費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。
- （暴力団員等の排除）

第40条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針）

- 第41条 指定介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の人格を尊重し、介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

- 5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第42条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護相当サービス計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用

者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 前号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。
- (11) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (14) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (15) 第1号から第13号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

（指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第43条 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準省令第30条第7号に規定する

アセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

- (2) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 生活援助サービス

第1節 基本方針

第44条 指定第1号事業に該当する生活援助サービス（以下「指定生活援助サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は基準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、第51条に規定する生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第45条 指定生活援助サービスの事業を行う者（以下「指定生活援助サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活援助サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定生活援助サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市が定める研修修了者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。ただし、指定生活援助サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活援助サービスの事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護相当サービス（以下この条において「指定訪問介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合（以下この条において「指定生活援助サービス事業者が一体的に行う場合」という。）においては、指定訪問介護等の利用者数に対する指定訪問介護等の人員基準を満たすことをもって、従業

者の員数を満たしているものとみなすことができる。

2 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービス事業所ごとに、従業者のうち当該事業を適切に行うために必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。ただし、指定生活援助サービス事業者が一体的に行う場合においては、指定訪問介護等の利用者数と指定生活援助サービスの利用者数を合算した数に対するサービス提供責任者の員数を満たしている場合は、訪問事業責任者の員数を満たしているものとみなすことができる。

3 前項の訪問事業責任者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、専ら指定生活援助サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、指定生活援助サービス事業者が一体的に行う場合であって、利用者に対する指定生活援助サービスの提供に支障がないときは、指定訪問介護等の事業所に配置するサービス提供責任者と兼務することができる。

(1) 介護福祉士

(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者

(3) 法8条第2項に規定する政令で定める者

(4) 本市が定める研修修了者

(管理者)

第46条 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活援助サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活援助サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項の規定によるほか、当該指定生活援助サービス事業所の管理者が非常勤の場合は、当該管理者は当該指定生活援助サービス事業所の営業時間帯において当該指定生活援助サービス事業所の営業時間に相当する時間の勤務を行わなければならない。

第3節 設備に関する基準

第47条 指定生活援助サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定生活援助サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなけ

ればならない。

- 2 前項の規定によるほか、指定生活援助サービス事業所に、事業を行うために必要な広さを有する専用の区画を設ける場合であって、指定生活援助サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活援助サービスの事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において運営されている場合については、指定居宅サービス等基準省令第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

- 第48条 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第49条 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービスを提供した際には、当該指定生活援助サービスの提供日及び内容、当該指定生活援助サービスについて法第115条45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービスを提供した際には、提供したサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

- 第50条 指定生活援助サービス事業所の管理者は、当該指定生活援助サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定生活援助サービス事業所の管理者は、当該指定生活援助サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- 3 訪問事業責任者（第45条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下この節及び

次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定生活援助サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (2)の2 介護予防支援事業者等に対し、指定生活援助サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 従業者（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 従業者の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 従業者の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 従業者に対する研修等を実施すること。
- (8) その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

（生活援助の総合的な提供）

第51条 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービスの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「生活援助」という。）を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

（秘密保持等）

第52条 指定生活援助サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定生活援助サービス事業者は、当該指定生活援助サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定生活援助サービス事業者は、当該事業所の従業者間以外において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

（記録の整備）

第53条 指定生活援助サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録

を整備しなければならない。

2 指定生活援助サービス事業者は、利用者に対する指定生活援助サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第49条第2項の規定による提供したサービスの内容等の記録
- (2) 第56条第5号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 次条において準用する第24条の規定による本市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録

3 前項の規定によるほか、指定生活援助サービス事業者は、第1号事業支給費の支払を受けた日から5年間、当該第1号事業支給費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号に掲げる記録を保存しなければならない。

(準用)

第54条 第9条から第13条まで、第15条から19条まで、第21条から第25条まで、第27条、第29条から第31条まで、第33条から第38条まで及び第40条の規定は、指定生活援助サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第54条で準用する第27条」と、同項、第19条、第23条、第25条、第29条、第29条の2第2項、第30条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」とする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定生活援助サービスの基本取扱方針)

第55条 指定生活援助サービスは、利用者の人格を尊重し、介護予防に資するよう、計画的に行われなければならない。

2 指定生活援助サービス事業者は、自らその提供する指定生活援助サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービスの提供に当たり、利用者が

できる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定生活援助サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定生活援助サービスの具体的取扱方針)

第56条 従業者の行う指定生活援助サービスの方針は、第44条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定生活援助サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定生活援助サービスの提供に当たっては、介護予防サービス計画等に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(3) 生活援助サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(4) 指定生活援助サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6) 前号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

(7) 訪問事業責任者は、介護予防サービス計画等に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防サービス計画等に係る利用者の状態、当該利

用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に報告するものとする。

(準用)

第57条 第43条の規定は、指定生活援助サービスの事業について準用する。

第4章 介護予防通所介護相当サービス

第1節 基本方針

第58条 指定第1号事業に該当する介護予防通所介護相当サービス（以下「指定介護予防通所介護相当サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条 指定介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護相当サービス従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防通所介護相当サービス従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通

所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準省令第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護相当サービス又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において同時に指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同

項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の「指定介護予防通所介護相当サービスの単位」とは、指定介護予防通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準省令第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第60条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第61条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指

定介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 次のとおりとする。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護相当サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準省令第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（利用料の受領）

第62条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部

として、当該指定介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護相当サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第63条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第64条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第65条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって指定介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての介護予防通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に

対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第66条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第67条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第68条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護

予防通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
に実施すること。

(地域との連携等)

第68条の2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、介護相談員派遣事業その他の本市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第69条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第61条第4項の指定介護予防通所介

介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第70条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 介護予防通所介護相当サービス計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第73条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条の規定による本市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第69条第2項の規定による事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録

3 前項の規定によるほか、指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第1号事業支給費の支払を受けた日から5年間、当該第1号事業支給費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

(準用)

第71条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第33条まで、第34条、第35条、第37条の2、第38条及び第40条の規定は、指定介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第64条」と、同項、第25条及び第29条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第31条第1項中「第27条」とあるのは「第64条」と、同項並びに第37条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」とする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第72条 指定介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第73条 指定介護予防通所介護相当サービスの方針は、第58条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を

記載した介護予防通所介護相当サービス計画を作成するものとする。

- (3) 介護予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 前号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。
- (11) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (12) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予

防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

- (13) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (14) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (15) 第1号から第13号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第74条 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、介護予防の観点から有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第75条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時のマニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよ

う、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

第5章 ミニデイサービス

第1節 基本方針

第76条 指定第1号事業に該当するミニデイサービス（以下「指定ミニデイサービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第77条 指定ミニデイサービスの事業を行う者（以下「指定ミニデイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定ミニデイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「ミニデイサービス従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げるミニデイサービス従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護職員 当該指定ミニデイサービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定ミニデイサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定ミニデイサービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(2) 機能訓練指導員 1 以上

- 2 指定ミニデイサービス事業者は、指定ミニデイサービスの単位ごとに、第1項第1号の介護職員を、常時1人以上当該指定ミニデイサービスに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定ミニデイサービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前2項の「指定ミニデイサービスの単位」とは、指定ミニデイサービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第2号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定ミニデイサービスの他の職務に従事することができるものとする。
- 6 指定ミニデイサービス事業者が指定通所介護事業者等又は指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定ミニデイサービスの事業と指定通所介護等の事業又は指定介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合（以下この条及び第79条において「指定ミニデイサービス事業者が一体的に行う場合」という。）における第1項第1号に掲げる介護職員は、指定ミニデイサービス事業所と指定通所介護等事業所又は指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員と兼務することができる。
- 7 第1項第1号の規定にかかわらず、指定ミニデイサービス事業者が一体的に行う場合における同号に掲げる介護職員の員数は、利用者の合計数に対する指定通所介護等又は指定介護予防通所介護相当サービスの人員基準を満たす数とすることができる。
- 8 指定ミニデイサービス事業者が一体的に行う場合における第1項第2号の機能訓練指導員は、指定通所介護等事業所又は指定介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練指導員が兼務することができる。

（管理者）

第78条 指定ミニデイサービス事業者は、指定ミニデイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定ミニデイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定ミニデイサービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 前項の規定によるほか、当該指定ミニデイサービス事業所の管理者が非常勤の場合は、当該管理者は当該指定ミニデイサービス事業所の営業時間帯において当該指定ミニデイサービス事業所の営業時間に相当する時間の勤務を行わなければならない。

第3節 設備に関する基準

第79条 指定ミニデイサービス事業所は、指定ミニデイサービスの提供に必要な場所であって、3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものを有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定ミニデイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、専ら当該指定ミニデイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定ミニデイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 3 前項ただし書の場合（指定ミニデイサービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜にミニデイサービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、指定ミニデイサービス事業者が一体的に行う場合における第1項に規定する面積の算定に当たっては、指定ミニデイサービスの事業に供する面積と指定通所介護等の事業又は指定介護予防通所介護相当サービスの事業に供する面積とを共有して算定することができる。

第4節 運営に関する基準

（利用料の受領）

第80条 指定ミニデイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定ミニデイサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定ミニデイサービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定ミニデイサービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除した額の支払を受けるものとする。

- 2 指定ミニデイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定ミニデイサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定ミニデイサービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定ミニデイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定ミニデイサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 指定ミニデイサービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

第81条 指定ミニデイサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定ミニデイサービス事業者は、利用者に対する指定ミニデイサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第49条第2項の規定による提供したサービスの内容等の記録
- (2) 第84条第5号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 次条において準用する第24条の規定による本市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録

3 前項の規定によるほか、指定ミニデイサービス事業者は、第1号事業支給費の支払を受けた日から5年間、当該第1号事業支給費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号に掲げる記録を保存しなければならない。

(準用)

第82条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第22条、第24条、

第25条、第29条の2、第31条、第33条、第34条、第35条、第37条の2、第38条、第40条、第48条、第49条、第52条、第63条から第69条までの規定は、指定ミニデイサービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第64条」と、同項、第25条及び第29条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイサービス従業者」と、第31条第1項中「27条」とあるのは「第64条」と、同項並びに第37条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイサービス従業者」と、第65条第3項及び第4項並びに第68条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所介護相当サービス従業者」とあるのは「ミニデイサービス従業者」と、第69条第4項中「第61条第4項」とあるのは「第79条第3項」とする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定ミニデイサービスの基本取扱方針)

第83条 指定ミニデイサービスは、利用者の介護予防に資するよう、計画的に行われなければならない。

2 指定ミニデイサービス事業者は、自らその提供する指定ミニデイサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定ミニデイサービス事業者は、指定ミニデイサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定ミニデイサービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定ミニデイサービス事業者は、指定ミニデイサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定ミニデイサービスの具体的取扱方針)

第84条 指定ミニデイサービスの方針は、第76条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定ミニデイサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定ミニデイサービスの提供に当たっては、介護予防サービス計画等に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (3) ミニデイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 指定ミニデイサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (6) 前号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。
- (7) ミニデイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (8) 指定ミニデイサービス事業所の管理者は、介護予防サービス計画等に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防サービス計画等に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に報告するものとする。

(準用)

第85条 第74条及び第75条の規定は、指定ミニデイサービスの事業について準用する。この場合において、第74条第3号中「次条」とあるのは「第85条で準用する第75条」とする。

第6章 雑則

(電子的記録等)

第86条 指定事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第54条、第71条及び第82条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第87条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成30年9月28日告示第581号）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則（令和3年3月31日告示第275号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第3条第3項及び第37条の2（第54条、第71条及び第82条において準用する場合

を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第27条(第54条において準用する場合を含む。)及び第64条(第82条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、第29条の2(第54条、第71条及び第82条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、第30条第3項(第54条において準用する場合を含む。)及び第68条第2項(第82条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、第65条第3項(第82条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

附則(令和5年10月6日告示第522号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附則(令和6年4月1日告示第260号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に関する特例)

- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、第31条第3項(第54条、

第71条及び第82条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

附則（令和7年2月14日告示第118号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 禁錮以上の刑に処せられた者に係るこの要綱による改正後の長崎市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第4条第2項第1号の規定の適用については、無期の禁錮に処せられた者は無期拘禁刑に処せられた者と、有期の禁錮に処せられた者は刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。